

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
健やかで思いやりのあふれるしまづくり計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
佐渡市
- 3 地域再生計画の区域
佐渡市の全域

4 地域再生計画の目標

佐渡市は、新潟県内の市町村では4番目に広い面積と約6万8000人の人口を有する離島に存在する。国定公園に指定される美しい自然、トキ（学名：ニッポニア・ニッポン）を育んだ豊かな生態系、平安～江戸時代におよぶ重層的な歴史・文化・芸能があり、山海の産物にも恵まれ、佐渡金銀山をはじめ名所・旧跡が数多く点在する、新潟県観光の中心的存在である。

当市は、「健やかで思いやりのあふれるまちづくり」を目指し、障がいのある人が利用者本位のサービスを受けて地域で自立した生活を送り、共に支えあう社会を築くため、平成23年度を目標年次とする「佐渡市障がい者計画・第1期佐渡市障がい福祉計画」を策定した。この計画をもとに「生活支援」「教育・育成」「雇用・就業」を基本施策とし、障がい者の社会的・職業的自立の促進、地域の人と共に学び働くことができる社会づくりを目指し、障がい者がその人の適性に応じて多様な働き方を選択できるよう、就労と生活の両面からの支援に取り組んでいる。

また、当市では、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの事業をNPO法人等に委託し運営しているが、施設が手狭で利用者数が定員を超えたため、新規利用希望者や養護学校等卒業者の受け入れ施設としての役割が果たせない状況にある。

このため、本地域再生計画によって補助対象施設の有効活用を行うことにより、地域の知的障がい者支援の拠点をつくる。これにより、地域活動支援センターの事業拡大、養護学校等卒業生などの新規利用希望者の受け入れ、及び施設を利用する地域の人たちとの交流を可能とし、地域におけるノーマライゼーションの推進と地域の再生を図る。

（目標）

「就労移行支援」

就労を希望する障がい者に、定められた期間、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練等を行う

（人日分/月）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	0	0	0	198	198

「就労継続支援（B型）」

通常の事業者に雇用されることが困難な障がい者に対し、生産活動等の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等の支援を行う。

（人日分/月）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労継続支援 （B型）	0	176	572	770	770

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

佐渡市では、「健やかで思いやりのあふれるまちづくり」を目標とし、障がい者が、その人の適性に応じて多様な働き方を選択できるよう、就労と生活の両面からの支援に取り組んでいる。

畑野地区にある「畑野高齢者コミュニティセンター」は、高齢者の自主活動を助長し、健康及び福祉の増進を目的とし、レクリエーション・工作・保健衛生等の機能を備えたコミュニティセンターとして、旧国土庁の「過疎地域総合センター建設事業」（現在は総務省所管）により昭和59年に建設された施設である。

しかし、利用対象者の中で木工や焼物などの工作をやる人たちが減少し、他にレクリエーション施設もできたため利用頻度が減り、現在利用者は一部の老人クラブと地域の子供会に限られている。

また、佐渡市が地域活動支援センターの事業運営を委託しているNPO法人しあわせ福祉会「愛らんど畑野」では、施設が手狭で利用者の増加に対応できない状況にある。

そこで、地域活動支援センターの事業の拡大、養護学校等卒業者などの新規利用希望者の受け入れが可能となる地域の知的障がい者支援の拠点をつくるため、地域再生基本方針に基づく支援措置（補助対象施設の有効活用）を活用し、障がい者自立支援基盤整備事業によりコミュニティセンターの一部を改修する。

5 - 2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

【A3004 補助対象施設の有効活用（全府省庁）】

（1）補助対象施設の現状

事業年度	昭和59年度
事業名	昭和59年度 過疎地域総合センター建設事業
所管省庁名	総務省（旧国土庁の事業）
補助金額（国庫）	10,000千円
事業主体	佐渡市（旧畑野町）
所在地	佐渡市畑野627番地
事業の目的	高齢者の自主活動を助長し、健康及び福祉の増進を目的とする。
利用状況	畑野高齢者コミュニティセンターとして利用。

しかし、利用対象者の中で木工や焼物などの工作をやる人たちが減少し、他にレクリエーション施設もできたため利用頻度が減り、現在利用者は一部の老人クラブと地域の子供会に限られている。

(2) 転用の必要性

佐渡市では、「健やかで思いやりのあふれるまちづくり」を目指し、平成23年度を目標年次とし、障がいのある人が利用者本位のサービスを受けて地域で自立した生活を送り、共に支えあう社会を築くため「佐渡市障がい者計画・第1期佐渡市障がい福祉計画」を策定した。

しかし現状では、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの事業を委託しているNPO法人の施設が手狭で利用者数が定員を超え、新規利用希望者や養護学校等卒業生の受け入れ施設としての役割が果たせない状況にある。しかしながら、NPO法人は設立したばかりで、土地・建物の購入や新たな施設の建設は困難である。

この状況を改善するためには、補助対象施設の転用を行い、地域の知的障がい者支援の拠点をつくることによって、地域活動支援センターの事業を拡大し、養護学校等卒業生などの新規利用希望者の受け入れを可能にする必要がある。

(3) 転用の相手方

NPO法人しあわせ福祉会

(4) 転用の形態

無償貸付

(5) 転用後の施設の目的

施設の転用がなされた後、NPO法人しあわせ福祉会が実施主体となり、県の「障害者自立支援基盤整備事業」を活用して転用施設を地域活動支援センターとして整備する。

これにより事務所、相談室、作業場所が整備され、センターの事業の拡大が可能となる。(就労相談、豆腐製造販売、うち豆製造販売、裂織製作販売、)

また、作業場所の拡大により新規事業の導入、養護学校等卒業生などの新規利用希望者の受け入れが可能となり、当施設を地域の知的障害者支援の拠点とするとともに、障がい者と地域の人たちとの交流の場所として活用し、ノーマライゼーションの推進を図る。

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5 - 3 - 2 その他支援措置によらない独自の取組み

(1) 自立支援利用者負担助成事業

自立支援法による利用者負担の一部を助成し、障がい者の経済的負担を軽減し、障がい者の生活の充実を図る。

(2) 高齢者・障害者向け住宅整備事業

高齢者及び障がい者の心身の状態に対応するための住宅改修を実施する際に、住宅改修の経費の一部を補助し、高齢者及び障がい者が快適で生活しやすい生活環境の整備を推進する。

(3) 障害者福祉サービス

障がい者に対し、補装具購入費、日常生活用具給付、福祉タクシー券交付等を行い、障がい者が日常生活で支障のないよう支援する。

(4) バリアフリーまちづくり事業

障がいのある人が安全に安心して生活できるよう、国道道の歩道の新設段差解消や点字ブロック設置など、バリアフリー化を推進する。

(5) 地域生活支援事業

養護学校等による日中一時支援事業、ヘルパー派遣等による家事援助などの生活サポート事業を行い、障がいのある人の日常生活や社会参加を支援する。

6 計画期間

認定の日から平成24年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間が終了した段階で、佐渡市が実施状況を調査して「地域自立支援協議会(仮称)」に報告し、目標達成状況についての評価を受ける。

「地域自立支援協議会(仮称)」は、行政、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障がい当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等で構成する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし